

# 日本の 企業課税

中立性の視点による分析

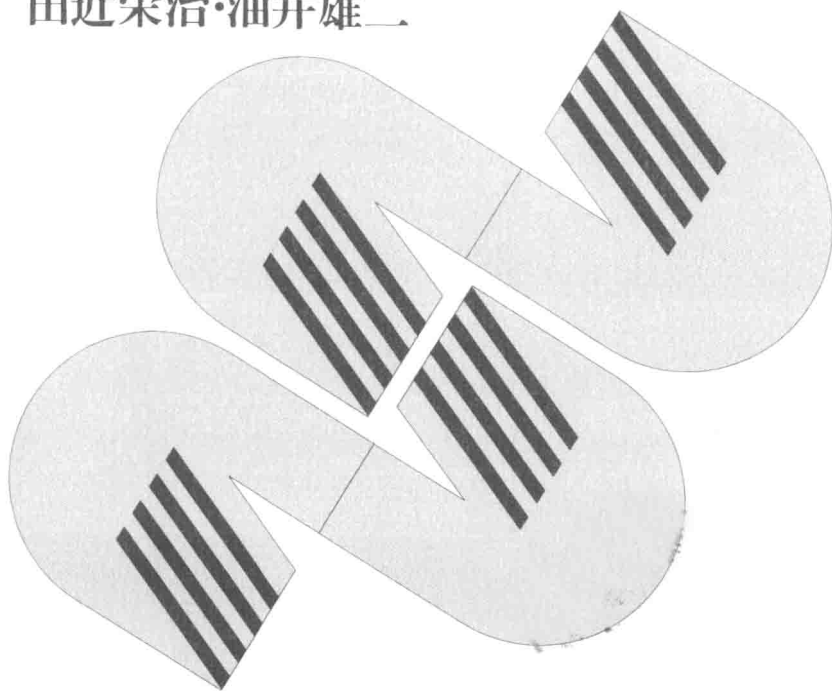
田近栄治・油井雄二



# 日本の 企業課税

中立性の視点による分析

田近栄治・油井雄二



東洋経済新報社

## 著者紹介

### 田近栄治 (たちか えいじ)

1949年 東京都に生まれる。

1973年 一橋大学経済学部卒業。

1981年 ミネソタ大学経済学部博士課程修了。

現在 一橋大学経済学部教授、経済学博士。

主著 *Optimal Pricing Policies for Economic Development*, アジア経済研究所, 1983年, 『昭和財政史 昭和27～48年度—⑥租税』(共著), 東洋経済新報社, 1990年, 『年金の経済分析—保険の視点』(共著), 東洋経済新報社, 1996年。

### 油井雄二 (ゆい ゆうじ)

1948年 東京都に生まれる。

1972年 一橋大学経済学部卒業。

1977年 一橋大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。

現在 成城大学経済学部教授。

主著 『昭和財政史 昭和27～48年度—⑦国債』(共著), 東洋経済新報社, 1997年。

## 日本の企業課税

2000年1月26日 発行

著者 田近栄治／油井雄二

発行者 浅野純次

〒103-8345

発行所 東京都中央区日本橋本石町1-2-1

東洋経済新報社

電話 編集03(3246)5661・販売03(3246)5467 振替00130-5-6518

印刷・製本 東洋経済印刷

本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については小社までご照会ください。

©2000 <検印省略> 落丁・乱丁本はお取替えます。

Printed in Japan ISBN 4-492-61038-3 <http://www.toyokeizai.co.jp/>

## は し が き

わが国の企業をとりまく環境は大きく変わっている。戦後、高度成長の背後にあった株式の持合いやメインバンク制度は、1970年代に入って変容を始め、80年代の半ばの空前の円高以降、行き詰まっていった。そしてバブル経済とその崩壊を経て、現在、次の時代の模索が始まっている。

税制も経済の変化と深く関わっていた。すなわち、法人所得からの税はできるだけ下げずに、特別償却と引当金・準備金による内部資金の供給によって経営者を支援しようという制度が過去のものとなり、わが国の企業に国際的な競争力を発揮させるには、税負担の軽減が最優先課題となった。そうしたなかで、企業課税に求められるもっとも重要な基準は、課税ベースの拡大とならんで、中立性となっている。すなわち、税制が企業の投資や資金調達行動をできるだけ歪めることなく、その競争力を発揮させることである。

本書の目的は、この中立性の視点からわが国の企業課税を分析することである。全体は3部によって構成されている。まず第I部では、税制による内部資金の供給に注目して、戦後日本の企業課税がどのように形成されていったかを検討する。つづいて、企業課税における中立性について、理論的な検討を行う。ここでは、法人の所得だけでなく、キャッシュフローに課税することによる効果も検討する。この二つの章を通じて、本書を貫く考え方が示される。

第II部は、実効税率の観点にたち、筆者達がこれまで行ってきたわが国の企業の税負担の計測結果をまとめたものである。実効税負担には、企業の経済所得への平均的な負担と、限界的な投資収益への負担の二つの考え方があるが、その二つについて検討を加える。実証では、とくに日米の製造業を対象として、

わが国の企業課税の特徴と問題点をさぐる。

第Ⅲ部は、企業課税をめぐるさまざまな問題を取り上げる。日本の製造業の海外直接投資と税制の関わり、所得に代わるキャッシュフローへの課税による課税ベースの歪曲の是正、およびフラットタックスの仕組みを通じた、企業と個人所得の総合的課税の可能性について検討する。ここではまた、わが国の地方法人所得課税、とりわけ法人事業税の実態と改革のあり方についても検討を行うが、いずれも企業課税の中立性を実現するうえで、きわめて重要な課題である。

わが国経済の活性化のもっとも重要な政策課題の一つとして、現在企業課税の改革が進められている。しかし、そこに見られるのは、企業の課税ベースの抜本的な見直しをとまなうことなく、税率を下げればよいという数あわせにすぎない。国と地方の法人課税を合計した、いわゆる実効税率を40%にすることが、政策目標となっている。

こうしたなかで、本書は次の2点をうたっている。第一に、目前の政策課題としては、課税ベースのさらにいっそうの拡大と地方（とくに税収の30%以上を法人所得への課税に依存している都道府県）の課税ベースの見直しが急務であるということである。長年の聖域であった退職給与引当金の全廃やその他引当金・準備金のきびしい見直し、法人事業税の廃止とそれにとまなう地方税源の検討を行うべきである。また、地方税源については、税収中立を前提とせず、これまでの交付税制度の改革や、地方のきびしい行革を同時に求める必要性もあるであろう。

第二に長期的な観点にたてば、企業の国際競争がますますきびしくなるなかで、企業課税の中立性がさらに重要になってくると思われる。そうしたなかで、企業所得への課税に代わって、キャッシュフローへの課税が各国において、企業課税の抜本的改革として浮上してくる可能性がある。実際、すでにフラットタックスなどのアイデアの背後には、企業サイドで、資本取得費を全額課税ベースから全般控除するというキャッシュフローの考え方がある。これはまた、国際会計基準の重視する時価会計とも深く関わっている。したがって、キャッシュフロー課税の実際に関する研究が、今後重要となると思われる。

本書は、筆者達のこれまでの共同研究の成果をまとめたものである。本書の各章は、これまで発表してきた論文がもとになっているが、そのなかには、本書の構想のもとに新たに執筆した論文も含まれている。巻末の既発表論文一覧では、これまで発表した論文と各章との関連について記した。

本書をまとめるにあたって、これまで多くの方々のお世話になった。研究の初期から現在に至るまで、石弘光氏（一橋大学）や野口悠紀雄氏（東京大学）には、貴重なご意見のみならず、さまざまな研究の機会を与えていただいた。企業課税の研究を進めるにあたっては、経済学と隣接した会計学における議論や、税務・財務の実務の方々との接触が不可欠であるが、この面で、白鳥庄之助氏（成城大学）からは多くのご示唆をいただき、また滑川文明氏（東京海上火災保険）には、日本租税研究協会を通じてご協力をいただいた。その他、筆者達のさまざまな報告に対して、多くの研究者やセミナーの参加者から、貴重なコメントをいただいた。また、本書の構想の段階から、出版にいたるまで、東洋経済新報社の黒野幸春氏、村瀬裕己氏には大変お世話になった。加えて、参考文献から図表、本文にいたるまで、ていねいに校正刷りを見ていただいた東洋経済新報社出版局の常盤亜由子、矢作知子の両氏にも深く感謝する。こうした多くの方々に、心より感謝の意を表したい。

1999年11月

田近栄治

油井雄二

# 目 次

は し が き

## 第 I 部 日本の企業課税と課税の中立性

### 第 1 章 日本の企業課税の形成と改革 .....3

——内部資金供給型から負担軽減・中立的税制への転換——

- 1 は じ め に 3
- 2 キャッシュフローと企業・税務会計 1——特別償却 6
- 3 キャッシュフローと企業・税務会計 2——引当金・準備金 11
- 4 法人税制の変遷 14
- 5 特別償却, 引当金・準備金の利用の実態と企業金融の変化 26
- 6 お わ り に 31

### 第 2 章 資金調達と投資に対して

中立的な企業課税とは何か .....35

- 1 は じ め に 35
- 2 資金調達に対する課税の中立性 36
- 3 投資に対する中立性 45
- 4 キャッシュフロー法人税 49
- 5 お わ り に 52

第II部 法人実効税率の計測と検討

第3章 経済的所得と平均実効税率	59
1 はじめに	59
2 経済的所得と税負担	62
3 平均実効税率の日米比較	68
4 むすび	75
第4章 資本コストと限界実効税率	81
1 はじめに	81
2 モデル	84
3 計測結果	93
4 むすび	112

第III部 企業課税をめぐる諸問題

第5章 税制と海外直接投資	125
——日本の製造業のケース——	
1 はじめに	125
2 直接投資の量的拡大	127
3 海外直接投資の深化	131
4 税制と直接投資	136
第6章 所得は課税ベースとなりうるか	141
——企業所得課税からキャッシュフロー課税へ——	
1 はじめに	141
2 取得原価主義による課税ベースの歪曲	144
3 キャッシュフロー法人税への移行	154
4 おわりに	166
補論 キャッシュフロー法人税の課税ベースの試算方法	168

第7章 フラットタックスの系譜 .....	175
1 はじめに	175
2 Hall and Rabushka のフラットタックス	177
3 USA タックスとナショナル・セールス・タックス	182
4 フラットタックスの評価	186
5 おわりに	188
第8章 法人事業税の改革 .....	191
— 地方法人所得課税の実態と改革 —	
1 はじめに	191
2 日本の法人実効税率と法人事業税	193
3 地方の法人関連課税と税収の安定性	197
4 改革の道	210
5 むすび——改革の進め方	216
第9章 法人事業税の外形標準化 .....	219
— 「加算法付加価値税」はなぜ望ましくないか —	
1 はじめに	219
2 ミシガン州の「単一事業税」の仕組みと特徴	224
3 外形標準課税としての加算法付加価値税の問題点	229
4 結 論	232
既発表論文一覧	235
事 項 索 引	239
人 名 索 引	245

日本の企業課税

第 I 部

日本の企業課税と課税の中立性



## 第1章

# 日本の企業課税の形成と改革

——内部資金供給型から負担軽減・中立的税制への転換——

### 1 はじめに

1960年代以降のわが国経済の開放化のなかで、株式の持合い、メインバンク制度を通じて、個人株主の経営参加は後退し、経営者の企業支配力が強化されていった。「額面50円の株式に対して、5円配当すれば経営者の株主への責任は果たされる」といった、経営者の株主からの独立が謳われていた。また、税制の場でも、借入金の支払利子と比べて配当の負担は大きいとして、配当を費用として課税ベースから控除するべきであるという議論までなされた。

このように実質的に経営者は企業を支配したが、そのアキレス腱は、内部資金による投資資金の調達であった。投資ファイナンスの中心は、銀行からの借入れであっても、拡大する企業において、自己資本比率を下げ続けることは、景気変動の余波を大きくかぶるなどの理由で望ましくない。

そこで、経営者達の税への要望は、法人税率自身を低く押さえることと並んで、(おそらく投資が急増していく過程では、それ以上に)内部資金を確保するための、減価償却の加速化と引当金・準備金の積増しであった。実際、戦後日本の企業税制の改革は、税率の改正と、減価償却と引当金・準備金による税の繰延べ促進の歴史であった。

一方、日本企業の国際競争力の強化と、そのために不可欠な自己資本の充実

を政策の筆頭課題にした政府は、企業の内部資金を充実させるために、経営者の要求に応じていった。その過程は、法人からの税収をできるだけ下げることなく、しかし、企業の内部資金の手当てはする、というものであった。したがって、企業課税における政府のもっとも典型的な政策対応は、法人税率をたど上げても、引当金・準備金の非課税積立枠を大きくして、内部資金の増大をサポートするというものであった。

日本の企業課税は、このような企業と政府の相互理解のもとに形成された。その過程で、内部資金の充実を目的とした税制とそれを実施に移す税務会計と、適正な利益の確保を通じて債権者保護を図る企業会計との間で衝突が生じた。ここで、いわゆる確定決算主義によって、企業の所得は、会計上であれ、税務上であれ、商法の定める企業会計によることとされていた。しかし、この確定決算主義の方向は逆転して、現実には、税務会計が企業会計を侵食していったと見ることができる。

この確定決算主義の功罪をめぐっては、会計学者の間で多くの議論がなされている（吉牟田 [1994]、醍醐 [1994]、鈴木 [1996]、岡田 [1996]）。議論のポイントは、企業会計と税務会計の目的が相違しているなかで、二つの会計で共通の所得概念を持つことの是非、および、うえに述べた税務会計の企業会計の侵食、いわゆる逆基準性が起きているか否かである。吉牟田、醍醐および鈴木は、財務と税務という異なった会計を課すことによる企業と国の負担、および、特別償却による減価償却費用を税法の主張した損金算入にせずに、利益処分にするなどの会計上の処理により、会計の独自性は守られているとし、確定決算主義を擁護している。これに対して、岡田は、特別償却にせよ、引当金・準備金にせよ、本来政策的な特別措置で始められたものが、企業会計の枠内でも適用されていたとし、企業会計が税務会計によって侵食されていたと明解に指摘し、その検証を図っている。

経営者と政府が共同で、企業の内部資金の充実を図ってきたという日本の法人税制の形成過程を考えると、会計学者のなかでは、岡田の議論がもっとも適切であるといつてよいであろう。特別償却の費用をどのような会計項目で扱うにせよ、確定決算主義のもとで、それが課税所得から控除されたことが問題であって、その方法自体には、経営者も国もあまり口をはさまなかったであろう。

また、バブル崩壊後の不良債権の償却において、さかんに議論されているのは、有税償却の限度が定められているので、それを超えた償却が行いにくいということである。最近、西川善文（住友銀行頭取）は、日本経済新聞社のインタビューに、「国際標準の観点から言えば、不良債権の有税償却を進めやすくなる税効果会計を単体決算でも認めてほしい」（『日本経済新聞』、1998年10月5日）と答えているが、これは税務会計が企業の不良債権処理に影響を及ぼしていることを示唆している。税務会計と企業会計のしごきあいは、まだまだ続いているのである。

このように現代的な様相となって、問題は引き継がれているが、法人税制に対する経営者の要望は、1970年代の二つのオイルショックと、80年代のバブルを経験して、大きく変わっていった。投資が投資をよぶ高度成長期が去り、経済が成熟化するにともなって、企業は内部資金や転換社債などによるエクイティ・ファイナンスによって、投資の多くを自前でファイナンスできるようになっていった。もはやそれまでのような、税制による内部資金の充実は必要ではなくなり、それよりむしろ、税負担自身が重荷になってきた。税負担は、企業間競争がより国際的になり、資本収益率が低下するなかで、企業にとって死活の問題となってきた。

すでに述べたように、これまでの日本の企業課税は、経営者と政府が協同して作ってきたものである。すなわち、政府は、企業会計で適正とされるより過大な減価償却と引当金・準備金を認め、経営者のいわばポケットマネーである、内部資金の確保を行ってきた。しかし、その対価として、経営者は世界一高いと言われる法人税率を受け入れてきた。サラリーマン経営者達の横並び意識が、税負担はどの企業も同じだという理由で、その高い税の受け入れを可能にしたという面もある。いずれにせよ、政府と経営者の間の、この長年にわたる提携関係がバブル崩壊後、1990年代に入って終焉を迎えたと思われる。

そこで今求められているのは、企業への課税が企業の本来の活力を阻害しないようにすることである。成熟した経済において、投資収益率を引き上げることはますます困難となっていく。そうした環境のなかで、税が企業の足を引っ張ることがあってはならない。その第一歩は、課税ベースを広げて、税率を下げることである。1998年度の税制改革は、そうした精神から行われたものであ

るが、国と地方が企業から税を取り合っている事態の抜本改革とはほど遠いものであった。

本章の目的は、以上述べたわが国の企業課税の形成過程を簡単な設例と（税制調査会や大蔵省による）企業のサンプル調査をとおして明らかにすることである。第2節と第3節では、それぞれ特別償却と引当金・準備金を取り上げ、企業の意思決定にもっとも深く関わるとされるキャッシュフローを通じて、特別償却と引当金・準備金の効果を示す。つづいて、企業会計と税務会計の比較を行う。ここではまた、所得や税の期間配分に関して二つの会計を接続することを目的とする税効果会計のねらいを示す。以上の設例をとおして日本の企業課税の形成メカニズムを明らかにしたうえで、第4節では、戦後の法人税制の変遷について述べる。第5節では、企業のサンプル調査を通じて、税制を通じて内部資金がどれほど創出されてきたかを示す。また、この節では、1980年代に入って生じたわが国企業の資金調達の変化を示し、税制による内部資金の確保の時代が終わったことを示す。最終節では、これからのわが国の企業課税のあり方について述べる。

## 2 キャッシュフローと企業・税務会計1——特別償却

ここでは、償却制度とキャッシュフローの関係、および特別償却による企業会計と税務会計上の所得の相違の検討を行う。この検討によって特別償却によって内部資金がどのように創出されるかを示す。以下では、表1-1に示された設例にしたがって、議論を進める。

表 1-1 特別償却の設例

期間	3 期間。第 1 期に投資を行う。
償却前利益	3 期間にわたり、每期1000。
投資額	600。
減価償却の扱い	
企業会計	定額法により、3 期にわたり每期200。
税務会計	初年度100%償却。
利子率（企業の資金調達金利）	$r$ 。
法人税率	$\tau$ 。例示の場合は、 $\tau=0.5$ とする。

## 2.1 税制とキャッシュフロー

表1-1に示されたように、この企業は初年度の投資により、償却前利益を3期間にわたり1000あげる。投資額は600であり、減価償却の扱いは、会計上は3年にわたり每期200の定額償却が適切とされているが、税務上は特別措置として初年度100%、すなわち、初年度に600の即時償却が認められている。利子率は $r$ として、法人税率は $\tau$ とする（数値例では、法人税率は50%とする）。

まず、法人税が課される前のキャッシュフローを考える。キャッシュフローとは、売上高から人件費などの経常的な費用とならんで、投資費用を控除したものであるから、第1期から第3期のキャッシュフロー（ $CF_1, CF_2, CF_3$ ）は、つぎのようになる。

$$CF_1=1000-600, CF_2=1000, CF_3=1000$$

そして、3期間にわたるキャッシュフローの割引現在価値（ $DCF_0$ ）は、

$$DCF_0=1000+\frac{1000}{1+r}+\frac{1000}{(1+r)^2}-600$$

となる。

つぎに、法人税を考慮に入れた場合のキャッシュフローの割引現在価値（ $DCF_1$ ）を求める。ここで減価償却とキャッシュフローの関係を明らかにするために、会計上適切とされている定額法が税務上も採用された場合を考える。この場合、毎期のキャッシュフローは、つぎのようになる。

$$CF_1=1000-600-\tau(1000-200)$$

$$CF_2=1000-\tau(1000-200)$$

$$CF_3=1000-\tau(1000-200)$$

したがって、キャッシュフローの割引現在価値は、

$$\begin{aligned} DCF_1 &= (1-\tau)\left(1000+\frac{1000}{1+r}+\frac{1000}{(1+r)^2}\right)-600 \\ &\quad +\tau\left(200+\frac{200}{1+r}+\frac{200}{(1+r)^2}\right) \\ &= (1-\tau)\left(1000+\frac{1000}{1+r}+\frac{1000}{(1+r)^2}\right)-600 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & + \tau \left( \left( 200 + \frac{200}{1+r} + \frac{200}{(1+r)^2} \right) / 600 \right) 600 \\
 & = (1-\tau) \left( 1000 + \frac{1000}{1+r} + \frac{1000}{(1+r)^2} \right) - (1-\tau \cdot z) 600
 \end{aligned}$$

となる。なお、ここで、

$$z = \left( 200 + \frac{200}{1+r} + \frac{200}{(1+r)^2} \right) / 600$$

であり、償却の現在価値を投資額、600で割ったものである。この $z$ は、1円の投資の減価償却の現在価値を示す。したがって、一般に $z$ は1以下であり、 $z=1$ となるのは、投資が即時に償却される場合である。今考えているケースでは、税法上の初年度100%償却がそれにあたる。

さて、法人税の適用される前後のキャッシュフローの割引現在価値、 $DCF_0$ と $DCF_1$ の比較から明らかなように、法人税の適用された後のキャッシュフローの割引現在価値は、 $(1-\tau)DCF_0$ とはならず、 $DCF_1 \leq (1-\tau)DCF_0$ という関係が成立する。

これに対して、即時償却の場合には、投資額600は全額初年度に償却されるので、 $z=600/600$ となり、 $DCF_1=(1-\tau)DCF_0$ という関係が成立する。この場合、 $DCF_0$ と $DCF_1$ を最大化する投資計画は同一になり、税制は企業の投資行動に影響を及ぼさない。このように企業の投資行動に影響を及ぼさない税制を中立的税制とよぶが、以上から、投資が即時に減価償却される場合、税制は投資に対して中立的となる。<sup>1)</sup>また、この場合には法人税の課税ベースは、キャッシュフローとなるので、即時償却を採用する法人税は、キャッシュフロー法人税とよばれる。

このように、投資決定に歪みを引き起こさないという基準からすると、キャッシュフロー法人税が望ましいが、現実には企業の所得への課税が行われ、税制は投資決定に対して中立的ではない。そこで以下では、企業所得、税負担および内部資金の観点から特別償却制度の効果を検討する。

## 2.2 企業会計と税務会計による所得、法人税額、税引後利益と内部資金

投資の減価償却として、会計上定められた定額法が、税務上も望ましいとされた場合の企業所得、法人税額、税引後利益および内部資金を検討する。結果